

報告第 7 号

専決処分事項（和解及び損害賠償額の決定）の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 7 月 10 日提出

山都町長 坂本 靖也

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次に掲げる日時及び場所で発生した、相手方に損害を与えた事故に関し、相手方と山都町との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、専決処分する。

令和7年6月23日

山都町長 坂 本 靖 也

- 1 事故発生日時 令和7年2月14日午前2時頃
- 2 事故発生場所 山都町城原 町道瀬貝線と町道下市畑線との交差点
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事 故 の 概 要 上記日時場所において、原動機付自転車で走行中、町道下市畑線から左折し、町道瀬貝線へ進入した際、路面の剥がれによる段差によりハンドルを取られて左側に転倒し、車体の前面を損傷。また、頸部損傷及び左肩等の打撲を負い、5月31日をもって通院加療を終えた。
- 5 損害賠償の額 382,060円
- 6 和 解 事 項 本事故に関し、今後いかなる事情が発生しても、双方異議の申立をしない
- 7 和 解 日 令和7年6月23日